

# お知らせ

**除去**  
自分の土地は自分で管理を  
**雑草や立木の除去**

市内各所で、道路際の雑草や立木が路面まで覆いかぶさっているところが見うけられます。交通の妨げになるだけではなく、ゴミなどが不法

**検査**  
計量器（はかり）  
**定期検査を実施**



県と市では、計量法に基づく計量器の定期検査を12月に予定しています。

この検査は計量法により市町村の区域ごとに2年に1回実施することが定められており、商店、工場、病院、学校等で計量器（はかり）を取引または証明に使用している場合は、受検しなければならぬことになって

います。また、前回実施した実績を基に10月・11月中に調査員が事前調査で伺いたいしますのでご協力をお願いします。詳細な日程は広報11月号でお知らせします。

**問合せ** 商工観光課商工振興係

☎(80)1201

投棄される原因にもなりかねません。また、タバコの投げ捨てなどによる火災の原因にもなります。土地を所有されている皆さんは、犯罪、災害を防ぐためにも、雑草・立木の除去にご協力をお願いします。

**問合せ** 土木課管理係

☎(80)1181

**建築**  
完了検査は受けていますか  
**違反建築防止週間**

10月11日(土)～17日(金)は違反建築防止週間です。

私たちが安心して暮らしをするためには、建築物が安全であることがとても大切です。

建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定めています。この基準は、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

この違反建築防止週間をきっかけに、あなたの所有する建築物について建築基準法に適合しているかどうか、建築士と相談するなど点検を心掛けましょう。なお、この週間には一斉公開建築パトロールが実施されます。

**問合せ** 都市整備課都市計画係

☎(80)1191

**清掃**  
積極的に行動しましょう  
**浄化槽の清掃**

浄化槽内の、し尿・生活排水は、微生物によって分解されています。

この過程で、固形物や汚泥が浄化槽内に溜まりすぎると、悪臭や浄化槽の故障・水質悪化の原因となります。

浄化槽が正常な働きを保つためには、清掃(汚泥引抜き)が必要であり、清掃は法律で年1回以上行う事が、義務付けられています。

私たちの暮らしに欠かせない、きれいな水を維持する為にも、積極的な清掃の実施をお願いします。

浄化槽清掃は、次の許可業者に依頼して行ってください。

**山武郡市広域行政組合清掃業の許可業者**

- (株)五十嵐商会(東金市) ☎(58)5249
- (株)新興ウオターマネージメント(工業(東金市) ☎(54)2231 / (有)環境衛生センター(東金市) ☎(58)2304 / (有)渡辺清掃(東金市) ☎(58)3308 / (有)甲斐浄化槽サービス(大網白里町) ☎(77)1717 / (有)成東浄化槽センター(山武市) ☎(82)0202

**問合せ** 山武郡市広域行政組合環境アクアプラント料金係

☎(54)0531

**ごみ**  
10月1日から  
**事業系ごみ処理手数料を改定します**  
～東金市外三市町清掃組合～

事業者(各商店、会社、飲食店等)の皆さんが、一般廃棄物収集運搬業許可業者に廃棄物の処理を委託するときに、または東金市外三市町清掃組合の処理施設に直接搬入する場合のごみ処理手数料を、次のとおり改定します。

事業者の皆さんのご理解をいただくとともに、ごみの減量およびリサイクルの推進にご協力をお願いいたします。

**改定内容**

事業系ごみ処理 手数料	現行	改定後
	100円/ 10kg	150円/ 10kg

※一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託する場合は、ごみ処理手数料の他に収集運搬費用等が掛かります。

※家庭ごみの自己搬入については、現行どおり(100円/10kg)で改定はありません。

**問合せ**

東金市外三市町清掃組合業務課

☎(55)9141